# 那須塩原市 連携協定 ガイドライン

令和6年1月 那須塩原市企画部企画政策課

# ▼改訂履歴

版数	発行日	改訂箇所	改訂内容
第1版	令和6年1月19日		初版発行

# 目次

1	. はじめに1
2	2. 本ガイドラインの適用範囲について1
3	3. 官民連携に対する那須塩原市の姿勢1
	(1)那須塩原市が目指す官民連携の姿1
	(2)原則2
4	具体的な連携の進め方3
	(1) 官民連携のフロー図3
	(2)連携の手法3
5	5. 連携する企業等及び事業の基準 4
	(1)連携する企業等の範囲4
	(2)連携する事業の範囲 4
6	6. <b>連携協定の締結について</b> 5
	(1) 連携協定の範囲と要件 5
	(2)企業等による連携事業の提案方法5
	(3)連携協定締結に係る事項と期間5
	(4) 連携協定の評価5
	(5) 連携協定の解除6
7	'. その他 6
	(1)連携における公費支出及び適正な手続きについて6
	(2) ガイドラインの改定6

## 1. はじめに

社会・地域課題や市民ニーズが複雑多様化する中、行政の力だけで将来の都市像や目指すまちの姿を実現できるものではありません。行政・市民・民間企業・団体等の多様な主体が、あらゆる分野において、お互いの立場を理解し対等な関係で、それぞれの強みを活かしながら、連携・協力することが大切です。

本ガイドラインでは、社会・地域課題の解決に対する意欲と実行力のある民間企業・団体・大学等 (以下、「企業等」という。)と本市が手を取り合い、市の抱える多様な課題の解決に向けて継続的に 連携した取組を実施していくための足掛かりとなる連携協定について、基本的な考え方、締結する 際の留意点、企業等から申し出があった場合の対応等を整理しています。

## 2. 本ガイドラインの適用範囲について

企業等と行政との協力や協働を指す「官民連携」の定義は一様ではなく、企業等のネットワークを通じた情報発信や民間活動の支援、広告事業やネーミングライツ、PFI や指定管理者制度など様々な取組に対して、「官民連携」という言葉が用いられます

市では、「官民連携」を下記のように大別し、そのうち「民間との新たなパートナーシップ」に ついて本ガイドラインを適用することとします

市有資産の活用による	民間による	民間との	
事業創出	公共サービスの提供	新たなパートナーシップ	
・ネーミングライツ	・指定管理者制度	・行政と企業等の対話を通	
など	・アウトソーシング	じた事業のマッチング	
	• PFI	による施策効果の拡張、	
	など	新たな施策展開	
		など	

# 3. 官民連携に対する那須塩原市の姿勢

- (1) 那須塩原市が目指す官民連携の姿
  - ①双方の強みを生かした連携
  - ・市は、事業実施に至るスピード感や社会変化への対応力、多様な資源といった企業等の強みと、信頼性・信用性や公共性、安定性・継続性といった行政の強みによる相乗効果を期待し、新しい価値を生み出す効果的な連携の実現を目指します。

- ②市民生活の向上、企業等の利益、行政課題の解決を目指す
- ・近年、企業の社会的責任として取り組む従来の社会貢献活動である、いわゆる CSR (Corporate Social Responsibility) だけでなく、人口減少や高齢化といった社会の共通課題に対して、企業の本業を通じて解決に取り組む CSV (Creating Shared Value)、「共有価値の創造」という考え方が広がっています。
- ・CSV は、企業が社会的な責任を果たすとともに、本業の売り上げの増加や、企業価値の向上を 目指すものです。
- ・市では、この CSV に着目し、市民生活の向上、企業等の利益、行政課題の解決全てに寄与できるような官民連携による持続可能なまちづくりを実現していきます。

#### (2)原則

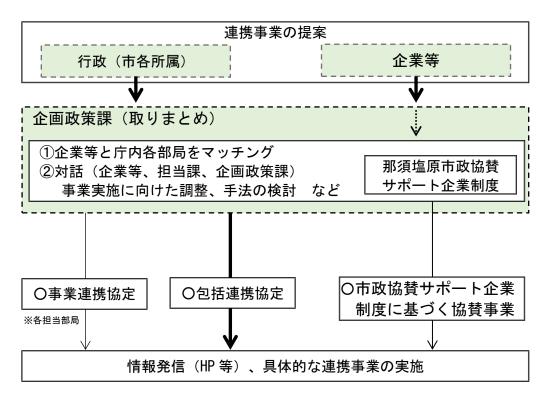
市は、企業等と互いの認識について理解を深め、価値観を共有するため、次の5つを官民連携の原則とします。

- ① 対等なパートナーシップ
- ・提案の実現に向け、対等なパートナーとして信頼関係を築きます。
- ② 対話の重視
- ・市民サービスの向上につながる連携となるよう、対話を重視します。
- ③ 目標の共有
- 目標を共有し、その中でお互いのメリットを見いだし、互恵的な関係を構築します。
- ④ 公平性の確保
- ・全ての企業等に、市への提案の機会を確保します。
- ⑤ 透明性確保とアイディア保護
- ・連携事業として実施した取組については、その内容を広く社会に開示することで、新たな取 組が広がるよう促します。
- ・寄せられた提案のうち、事業の検討段階における独自のアイディアについては、第三者が先 んじて利用しないよう保護します。
- ・連携事業において、知的財産権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、連携協定 を締結している相手方に通知し、権利の帰属等に関する詳細については双方協議して決定し ます。

# 4. 具体的な連携の進め方

#### (1) 官民連携のフロー図

(図1)



#### (2)連携の手法

市と企業等の連携の入口となる制度として、那須塩原市政協賛サポート企業制度を設けています。 また、連携事業の実施に際しては、連携分野の幅広さや事業の内容によって、包括連携協定又は 事業連携協定を締結する場合があります。

- ①市政や地域に貢献する企業の登録制度(那須塩原市政協賛サポート企業制度)
  - ・市政や地域への協力・貢献の意思があり市内に事業所がある企業や団体が、希望する分野や事項を市に登録することで、その意思を表明する制度です。特定の分野のみでの連携や、内容が具体化していない場合でも登録が可能です。

#### ②包括連携協定

- ・市と企業等が、市政の幅広い分野における連携と協働による取組を、中長期的に継続して実施 することを明文化するために締結します。
- ・企画政策課で対応します。

#### ③事業連携協定

- ・市と企業等が、個別の政策分野における連携の取組を実施するにあたり、両者の役割分担や守 秘義務等を明文化するために締結します。
- ・取組にあたって市と企業等で機密情報の共有が必要になる場合など、必要性に応じて、該当す る政策分野を所管する部局毎に対応します。
- 事業連携協定については簡便な「覚書」を取り交わして事業を実施することも可能です。

# 5. 連携する企業等及び事業の基準

#### (1)連携する企業等の範囲

市民、企業等、行政の全てにとってメリットとなる取組を実施するためには、幅広く市民の理解を得ることが大切です。

このため、市は、自らの社会的責任や地域の一員としての役割に対する姿勢を明確にしている企業等との連携を優先します。

また、連携する企業等は次の事項のいずれにも該当しないものとします。

- ①代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる企業等
- ②会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続き中である企業等
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、若しくは同条第6号に規定する暴力団員、又は那須塩原市暴力団排除条例(平成24年那須塩原市条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団員等、若しくは同条第5号に規定する暴力団密接関係者の関与が認められる企業等
- ④公和公課を滞納している企業等
- ⑤市の入札参加停止措置をうけている企業等
- ⑥その他市が連携する対象としてふさわしくない企業等

#### (2)連携する事業の範囲

市が企業等と連携する事業は、次の事項のいずれにも該当しないものとします。

- ①専ら企業等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とする事業
- ②法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品 を提供する事業
- ③法律に定めのない医療類似行為に係る事業
- ④政治的又は宗教的目的を有する事業
- ⑤ギャンブルに係る事業(公営事業を除く。)
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各号に規定する営業を行うもの
- ⑦人権侵害のおそれがあるもの又はこれに類する事業
- ⑧非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又は そのおそれのある事業
- ⑨その他連携事業としてふさわしくない事業

# 6. 連携協定の締結について

#### (1)連携協定の範囲と要件

連携協定は包括連携協定と事業連携協定の2つに分類していますが、本章の記載はその両方に適用します。

また、連携協定の締結にあたっては、その相手方となる企業等(以下、「相手方企業等」という。) が 5. に掲げる基準と併せて、次の①と②の全てを満たしていることを要件とします。

- ①相手方企業等の提案と市の行政課題が合致すること
- ・市では総合計画において重点推進テーマを設定し取組を推進しています。そのため、重点推進テーマに沿った提案を期待します。
- ②相手方企業等の強みを生かした取組を実施すること
- ・「強みを生かした取組」とは、相手方企業等の持つ人的資源、物的資源、ノウハウなどを活用 した、市の行政課題解決につながる具体的な取組とします。

#### (2)企業等による連携事業の提案方法

- ・企業等が市に連携事業の提案をする場合は、原則として様式1の提案書を提出してください。 ただし、様式1にある項目を記載していれば、任意の様式であっても構いません。
- ・提案書を提出していただいた場合でも、6. (1)の要件を満たさない等の理由で連携を見送らせていただく場合があります。
- ・那須塩原市政協賛サポート企業制度については、別に定める登録申請の手続をしていただきます。そのため、那須塩原市政協賛サポート企業制度の登録にあたっては、様式1の提出は不要です。

#### (3) 連携協定締結に係る事項と期間

- ・連携協定の締結に係る協定の記載事項は様式2を基本とします。ただし、連携協定の協定内容は相手方企業等と市の協議により決定されるものであり、それぞれの協定で独自の協定書を作成することを妨げるものではありません。
- ・連携協定を締結する相手方企業等は、5. (1)に掲げる基準を満たしていることを誓約するものとします。
- ・連携協定の期間は協定締結日以降当該締結日が属する年度の末日までを原則とし、自動更新を 規定する場合は原則として1年毎とします。

#### (4) 連携協定の評価

- ・連携協定が有効に機能していることを確認するために、協定締結後、概ね3年が経過した時点で連携事業の実績等について様式3により評価を行います。評価の結果を踏まえ、現在のままの協定を継続するのか解除するのかの判断を行います。
- ・連携事業を実施する際は期待する効果を基準にした成果指標を設定します。前項評価は、当該 成果指標を用いて行います。
- ・災害時の支援や防災に関する連携協定については実績に基づいた評価を行わず、必要に応じて

有効性の評価を行います。

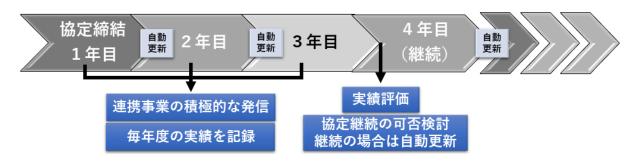
・上記の他に、市は毎年度、連携協定の実績や今後の展開を確認し、よりよい官民連携の在り方 について検討していきます。

#### (5) 連携協定の解除

連携協定を締結している企業等が、以下のいずれかに該当するに至った場合、市は連携協定を解除することがあります。

- ①連携協定締結後に、5. (1)の基準を満たしていないことが明らかとなり、解消又は是正される 見込みがないと市が判断した場合
- ②企業等に、市との信頼関係を損なう行為その他の背信行為があった場合
- ③企業等の事業譲渡、事業廃止その他の理由により、連携協定に基づく事業を行わなくなると認められる場合
- ④企業等の合併、分割又は解散により、連携協定に基づく事業を行わなくなると認められる場合
- ⑤6. (3)による評価の結果、連携協定の解除が妥当であると判断した場合
- ⑥上記の他、市民の理解を得ることが明らかに難しいなど、市が連携協定の存続を不適当である と認める場合

#### (図2)連携協定の期間及び評価 (イメージ)



#### 7. その他

(1)連携における公費支出及び適正な手続きについて

公費が伴う調達や行政財産の貸付等について、市は法令等に基づき、適正な手続きを経て行うものとします。

(2) ガイドラインの改定

本ガイドラインは必要に応じて改訂をしていきます。

年 月 日

那須塩原市長 様

住所:

名称:

担当者:

電話番号:

メールアドレス:

那須塩原市との連携事業に関する提案書

那須塩原市における地域課題解決のため、次のとおり連携事業を提案します。

事業概要	
事業実施期間	
連携により解決が期待 できる市の地域課題	
本事業が地域課題を解 決できる理由	
該当する市の重点推進 テーマ*	
連携における 市の役割	
連携における 企業等の役割	

※第2次那須塩原市総合計画後期基本計画に記載されている重点推進テーマから、本事業が該当するテーマを選択してください。どのテーマにも該当しない場合は「なし」と記載してください。

注:本提案書の提出により、連携事業の実施をお約束するものではありません。

本事業に関する資料があれば添付してください。

#### (様式2)

那須塩原市と〇〇〇との(□□□に関する)(包括)連携協定書

那須塩原市(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)は、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

#### (目的)(目的に沿って編集してください。)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し協力することで、それぞれが有する資源や能力を有効 に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

#### (連携事項)(連携内容に沿って編集してください。)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。
  - (1)子育て支援に関すること
  - (2) 青少年の健全育成に関すること
  - (3)教育に関すること
  - (4) 高齢者支援に関すること
  - (6)環境保全に関すること
  - (7) 地域の産業振興に関すること
  - (9)安心、安全なまちづくりに関すること
- (10) その他、地方創生や地域活性化に資する取組に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、 具体的な取組内容及び実施方法については甲及び乙の協議の上、取組ごとに決定する。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。 その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとす る。

#### (守秘義務)

- 第3条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく事業の実施において知り 得た情報を、第三者に開示又は漏えいせず、また、本協定の目的外に利用してはならない。ただ し、相手方より事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定は、本協定の効力が失われた後も同様とする。

#### (有効期間)

- 第4条 本協定の有効期間は、〇〇年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による申出がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後も同様とする。
- 2 前項の規定に関わらず、甲又は乙が本協定有効期間中に本協定内容の変更又は解除を申し出た ときは、その都度協議の上、必要に応じて変更又は解除を行うことができるものとする。
- 3 甲又は乙は、前項の変更又は解除に関して、相手方に何らの損害の賠償を求めることはできない。

#### (反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しな

い者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集 団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)のいずれにも該当しないこと、及 び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを 確約する。
- (1)暴力的要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 驚異的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、相手方が前各項に違反し、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、相手方に何らの催告を要せずに、本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。なお、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

#### (疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合には、甲及び乙 が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

#### ●●年●●月●●日

甲 栃木県那須塩原市共墾社108番地2 那須塩原市

<u>市長\_\_\_\_</u>

乙 (相手方住所)

(相手方名称)

(相手方代表者)

#### (様式3)

# 連携事業実績等評価書

番号	項目	実績等	評価
1	連携協定名		
2	連携先企業等名称		
3	連携協定締結日	年 月 日	
4	過去3年間の連携実績		【有効に機能した】 【機能したとは いえない】
5	連携時に設定した成果指標		【適切だった】 【不適切だった】 【改定していない】
6	連携により得られた成果		【達成できた】 【達成できなかった】 【継続している】
7	3年以内の連携予定		【今後も活用できる】 【活用の予定がない】
8	今後の連携により解決が期待 される地域課題		【課題解決に資する】 【課題解決を 見込めない】
9	将来の連携事業に係る成果指標		【適切である】 【適切ではない】 【設定していない】

#### 【実績評価の例】

- ・4 の評価が【有効に機能した】かつ、7 の評価が【今後も活用できる】場合は、今後も有用な 連携を期待できるため、連携協定を継続した方がよいと言える。
- ・4 の評価が【有効に機能した】かつ、5 の評価が【適切だった】で、6 の評価が【達成できた】場合であっても、7 の評価が【活用の予定がない】場合は所期の目的を達成できたものとしていったん連携協定を解除する選択肢も視野に入る。
- ※上の例のように総合的に判断して連携協定の継続について評価する。